

軽自動車税(種別割)・自動車税(種別割)納期限は6月1日(月)

軽自動車税(種別割)・自動車税(種別割)とも、4月1日現在の所有者(割賦販売の場合は使用者)に課税されます。

納税通知書の発送予定日

軽自動車 5月1日(金)
普通自動車 4月30日(木)

軽自動車の減免申請

次の①～③のいずれかに該当し、今年度新たに減免を申請する車両が対象
①身体などに障がいのある人で、通院・通学などで左表の(イ)から(ハ)のいずれかに該当する車両を使用し、減免規定に該当する場合
※減免規定についてはお問い合わせを。
②車いす移動車など特別仕様である車両及び専ら身体などに障がいのある人が運転するために、運転・制御装置などが特別仕様

である車両の場合

③社会福祉法人等が所有する車両で、当該法人等がその活動に直接専用する場合
申請に必要なもの(①の場合)

納税通知書、身体障害者手帳など、運転する人の運転免許証、印鑑
※減免は1人につき普通車または軽自動車(原付を含む)のいずれか1台です。

※常時介護者が運転する場合は障害福祉課が交付する証明書が必要です。

◎市税 軽自動車税(種別割) 減免申請期間
5月1日(金)～6月1日(月)
※期間内に申請がない場合は減免できません。

◎市税 自動車税(種別割) 減免申請随時受付
◎県税 自動車税(種別割) 減免申請随時受付
◎市税 市民税課 ☎(21)11119

◎市税 市民税課 ☎(21)11119
◎県税 自動車税(種別割) 減免申請随時受付
◎市税 市民税課 ☎(21)11119

(ハ)	生計同一者または常時介護者	生計同一者または常時介護者(身体に障がいのある本人が18歳未満、知的障害者A1またはA2または精神障害者保健福祉手帳1級の場合のみ)
(イ)	身体などに障がいのある本人	身体などに障がいのある本人
(ロ)	生計同一者または常時介護者	身体などに障がいのある本人
(ハ)	生計同一者または常時介護者	生計同一者または常時介護者(身体に障がいのある本人が18歳未満、知的障害者A1またはA2または精神障害者保健福祉手帳1級の場合のみ)

固定資産税・都市計画税 納税通知書・課税明細書等の発送

令和2年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書、課税明細書及び納付書を5月1日(金)に発送します。納税通知書が届かない人、課税明細書の内容に疑問のある人は、お早めにお問い合わせください。

※固定資産税等の課税については納税通知書及び課税明細書の裏面に詳しく説明してまいりますのでご覧ください。

※土地の利用状況の変更や家屋の新増築・取壊し、住所変更などがある場合は、ご連絡ください。
納付場所 納税通知書に記載している各金融機関、コンビニエンスストアなど

※納付書は機械で金額や数字を読み取りますので、折り曲げたり、汚したりしないようご注意ください。

※全期前納は各期納付書をまとめてご使用ください。

◎市税 市民税課 ☎(21)11120

便利で安心! 口座振替制度

この制度を利用すると、納め忘れがなく便利です。納税通知書と預金通帳、通帳印をお持ちのうえ、預金口座のある金融機関・郵便局・ゆうちょ銀行で手続きをしてください。

◎市税 市民税課 ☎(21)11119
◎市税 資産税課 ☎(21)1120

軽自動車税(種別割)の口座振替

■新規の申込み
便利な口座振替をお勧めしています。振替をご希望の人は納税通知書と預金通帳、通帳印をお持ちのうえ、預金口座のある金融機関・郵便局・ゆうちょ銀行で手続きをしてください。

◎市税 市民税課 ☎(21)11119
◎市税 資産税課 ☎(21)1120

◎市税 市民税課 ☎(21)11119
◎市税 資産税課 ☎(21)1120

◎市税 市民税課 ☎(21)11119
◎市税 資産税課 ☎(21)1120

◎市税 市民税課 ☎(21)11119
◎市税 資産税課 ☎(21)1120

でご注意ください。

口座振替後の車検用の納税証明

6月1日(月)の振替終了後、6月中旬に口座振替自動車納入通知書を発送します。その通知書が車検用の納税証明書を兼ねています。大切に保管してください。

口座振替直後に車検があるとき

口座振替自動車納入通知書が送付される前に、車検用の納税証明書が必要な場合は、お手数ですが口座振替を記載した通帳と車検証をお持ちになり、市民税課で車検用の納税証明書を請求してください。

◎市税 市民税課 ☎(21)11119



税務署から振替納付日のお知らせ

新型コロナウイルス感染予防のため、所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告・納付期限が4月16日(木)まで延長されたことにより振替納付日が下記の日程になります。

- ・5月15日(金) 申告所得税及び復興特別所得税
- ・5月19日(火) 消費税及び地方消費税(個人事業者)

※詳細については下記までお問い合わせを。

◎別府税務署 ☎23-2111

国民健康保険証の発送

◆70歳になる人

国民健康保険加入中で70歳になる人（昭和25年5月2日～昭和25年6月1日生まれ）へ、令和2年7月末日までの高齢受給者証一体型保険証を5月下旬に郵送します。

☎ 保険年金課 (21)1148

国民健康保険・後期高齢者医療制度夜間窓口

「日中、仕事などで納付に行けない」などでお困りの人のために夜間窓口を開設します。保険税・保険料の納付や納付相談、社会保険の加入や脱退の手続きにご利用ください。電話での相談も受け付けます。

日時 5月15日(金)、26日(火)

17時30分～20時

☎ 保険年金課 (21)1148

交通安全指導員募集

対象 下記の小学校付近で

登校時に子どもたちへ交通安全指導をしていただく

ける人。性別は問いません。

募集校区 南小、鶴見小、大平山小、山の手小

謝礼 10万円(年額)

指導時間 授業日の7時30分～8時30分(約1時間)

☎ 防災危機管理課 (21)2255

飼い主のいない猫の不妊去勢手術の助成金事業

飼い主のいない猫によるフン尿被害、無責任なエサやりなどによるトラブルが増えています。市は平成27年度から問題解決に向け、市内のボランティアグループ(現在70グループ)の活動の支援を行っています。

助成対象

活動する地域の自治会の合意及び市の登録を受けた3人以上のグループ

助成金額

・オス1匹につき1万円
・メス1匹につき2万円
(墮胎手術費用を含む)

※予算限度額に達し次第終了。



活動内容

- ①不妊去勢手術を行う
- ②エサの場所を設定し、エサの管理を行う
- ③トイレの場所を設定し、清掃を行う

※詳細は左記へ。

☎ 環境課環境衛生係 (21)1134

祝日・休日のごみ収集

5月4日(月)祝、5日(火)祝、6日(水)は対象地区のもやすぎみ、古紙・古布の収集を行います。8時30分までに決められた場所にお出しかださい。収集日はごみカレンダーにも記載していますのでご確認ください。

☎ 環境課清掃事務所 (66)5353

工業統計調査にご協力ください

製造業を営む全事業所を対象に、その活動実態を明らかにするため、6月1日時点で工業統計調査を全国一斉に実施します。5月中旬から6月にかけて調査員がお伺いし、調査票の配布

や調査内容の説明を行います。統計法に基づき記入内容の秘密は厳守されますので、提出のご協力をお願いします。

☎ 情報推進課統計係 (21)1254

県民防災アクションデー

6月1日(月)は県民防災アクションデーです。梅雨などの集中豪雨や台風が起きやすい時期を迎える前に、防災意識の向上を図ります。各自ご家庭で、避難場所や非常持出し袋の確認を行い、災害への備えの再確認をしましょう。災害時は、テレビ・ラジオ・市ホームページなどからの情報収集や慌てず避難することが重要です。

☎ 防災危機管理課 (21)2255

優良運転者表彰の申請

受付期間 5月1日(金)～6月15日(月)(平日の9時～17時)

必要書類

- ①申請書及び確認書、②運転免許証、③交通安全協会の会員証、④自動車安全運転センター発行の無事故無違反証明書(令和2年5月1日以降発行のもの)

※表彰種別は10・15・20・30・40・50年の6段階です。

※申請には条件がありますので事前にお問い合わせください。

申請・☎ 交通安全協会 別府支部(別府警察署内) ☎(25)2100

里親になりませんか

里親とは、様々な事情により、家庭での生活を送ることができない子どもを家族の一員として迎え、あたたかな雰囲気の中で豊かな愛情を持って心身ともに健やかに育ててくださる方のことです。養育をお願いする期間は数日間から数年間まで様々です。

里親募集説明会

日時・場所 6月12日(金)

14時～16時

別府市役所4階

4F-1会議室

申込方法 事前に電話で下記へ申込み。

☎ 大分県中央児童相談所 里親担当

☎097-544-2016

※掲載している催しは、中止・延期になる場合があります。

消費生活モニター募集

活動内容

- ①毎月1回「対象店での指定品目の価格調査・報告」
- ②消費生活に関する意見・要望・苦情アンケートの報告
- ③各種研修・講演会への参加(年2〜3回)

※謝礼金があります。

任期 8月1日から1年間
応募資格 市内在住で20歳以上の人

募集人数

申込方法 はがきに住所、氏名(ふりがな)、生年月日、職業、電話番号を記入し、6月30日(水)までに左記へ

① 別府市役所 産業政策課
〒874-0851 1
電話 1133

別府市役所 産業政策課
電話 1133

別府市消費生活啓発講座講師派遣制度

別府市では、皆さんの身近な「消費生活」に関する疑問や不安を解消するため、学校や自治会、地域の集いや



サークルなどに講師を無料で派遣する「消費生活啓発講座」を推進しています。事例などについて

講座内容 悪質商法や相談会場 市内の会場を申込者が準備

開催日 講師と日程調整のうえ決定(休日も可能)

講師 消費生活相談員など

※講師派遣費用は市が負担

申込方法 開催希望日の1か月前までに左記へ申込み

① 産業政策課
電話 1133 2

別府市創業支援事業補助金申込者募集

別府市創業支援事業補助金申込者募集

募集期間 5月7日(木)〜7月31日(金)

(土・日曜日、祝日を除く)

対象者 市内に住所を有する人で新たに事業を開始する人、または令和2年4月1日において創業後5年未満の市内の中小企業者

※新たに事業を開始する場合は、申請から6か月以内に事業を開始する必要があります。

補助額 補助対象経費の3分の2以内で審査会において決定

補助対象経費の3分の2以内で審査会において決定

補助額

補助対象経費の3分の2以内で審査会において決定

※詳しくは市ホームページをご覧ください。
お問い合わせください。

① 産業政策課
電話 1133 2

高齢者いきいき健康づくり75

75歳以上の人の健康づくりの一環で市内2か所のトレーニング室の無料利用券の発行を行っていましたが、令和2年9月30日をもって事業を終了いたします。9月30日までのご利用の相談は左記まで。

必要なもの 印鑑及び保険証、運転免許証など

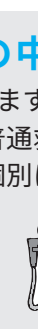
① 高齢者福祉課
電話 144 2

普通救命講習の中止

5月10日(日)は中止します。

※資格取得などのために普通救命講習修了証が必要な場合は個別に下記へご相談ください。

① 消防本部警防課
電話 25-1124



5月12日は「民生委員・児童委員の日」

民生委員・児童委員は厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民の身近な相談・支援者として地域福祉の推進に努めるボランティアです。また、各小学校区に1〜2人の児童福祉に関することを専門に扱う主任児童委員がいます。

民生委員・児童委員の役割

地域の皆さんの相談相手 皆さんの悩みや心配事について相談をお受けし、解決に向けて助言やお手伝いをします。

民生委員・児童委員の役割 皆さんの悩みや心配事について相談をお受けし、解決に向けて助言やお手伝いをします。

民生委員・児童委員の役割 皆さんの悩みや心配事について相談をお受けし、解決に向けて助言やお手伝いをします。

民生委員・児童委員の役割 皆さんの悩みや心配事について相談をお受けし、解決に向けて助言やお手伝いをします。

民生委員・児童委員の役割 皆さんの悩みや心配事について相談をお受けし、解決に向けて助言やお手伝いをします。

民生委員・児童委員の役割 皆さんの悩みや心配事について相談をお受けし、解決に向けて助言やお手伝いをします。

民生委員・児童委員の役割 皆さんの悩みや心配事について相談をお受けし、解決に向けて助言やお手伝いをします。

民生委員・児童委員の役割 皆さんの悩みや心配事について相談をお受けし、解決に向けて助言やお手伝いをします。

民生委員・児童委員の役割 皆さんの悩みや心配事について相談をお受けし、解決に向けて助言やお手伝いをします。

民生委員・児童委員の役割 皆さんの悩みや心配事について相談をお受けし、解決に向けて助言やお手伝いをします。

民生委員・児童委員の役割 皆さんの悩みや心配事について相談をお受けし、解決に向けて助言やお手伝いをします。

民生委員・児童委員の役割 皆さんの悩みや心配事について相談をお受けし、解決に向けて助言やお手伝いをします。

民生委員・児童委員の役割 皆さんの悩みや心配事について相談をお受けし、解決に向けて助言やお手伝いをします。

民生委員・児童委員の役割 皆さんの悩みや心配事について相談をお受けし、解決に向けて助言やお手伝いをします。

別府市長寿祝金

令和2年度より別府市敬老祝金の支給金額の一部を変更し、「別府市長寿祝金」になりました。

対象者

年齢	満70歳	満75歳	満80歳	満90歳	満100歳
支給額	5千円(令和2年度のみ支給)				10万円※

※誕生日現在5年以上市民である人はお祝訪問時に10万円を支給(1年以上5年未満の人は1万円を支給)。

・令和3年度から支給対象が満100歳のみになります。

支給要件 各年齢の誕生日現在、1年以上別府市の住民基本台帳に記録がある人

申請 対象者の誕生月に案内文書を送付します。申請または口座変更が必要な人は同封の申請書または変更届を高齢者福祉課、各出張所に提出してください。

振込日 誕生月の翌月23日

※金融機関休業日は前営業日。

① 高齢者福祉課
電話 21-1442



農地農業相談

日時 5月21日(木)
13時30分～15時30分

場所 市役所4階
農業委員会室

内容 農地、農業に関する相談など

相談員 農業委員・農地利用最適化推進委員

☎ 農業委員会事務局
(21) 1178

人権相談

部 落差別問題

題をはじめとした人権問題に関する各種相談をお受けします。

※新型コロナウイルス感染

予防のため電話での相談になります。

日時 毎週月～金曜日
9時～16時

※祝日、年末年始は除く。

場所・申請

人権啓発センター

(石垣東10丁目7番5号)
☎ (23) 6163



掲載している催しは中止・延期になる場合があります

市では、新型コロナウイルスの感染予防のため、行事の中止・延期や施設の休館などの対応を行っています。市報5月号に掲載している催しや施設も、中止・延期や休館になる場合があります。市の催しや施設については、市ホームページ内で随時情報を掲載しています。そのほかについては、主催者などへお問合わせください。

HP 市ホームページ→新型コロナウイルスに関する情報

☎ 市秘書広報課 21-1123

こちらからアクセス▶



身近な人権講座の中止

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため下記の講座を中止します。

日時 5月28日(木) 13時30分～15時30分
場所 中央公民館(上田の湯町)
テーマ 疲れて悩む心に寄り添う

☎ 社会教育課 21-1587

人権同和教育啓発課 21-1291

わたしたちのねがい

大人の責任として子どもの豊かな育ちを

これからの社会を担う子どもたちが、いじめ、虐待、体罰などの犠牲となるなど、私たちの住む社会には、子どもたちの「人権」が守られていない実情があります。なかでも家庭内における、保護者による子どもへの虐待が大きな社会問題になっています。虐待は子どもの心身に重大かつ深刻な影響を及ぼし、「しつけ」を口実とした体罰によって、なかには死に至った深刻なケースもあり、緊急かつ適切な対応を要します。

「児童虐待の防止等に関する法律」では、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」と定め、子どもの虐待を身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待の4つに分け、「発生予防」「迅速・的確な対応」「自立支援」の取り組みがなされています。子どもにも大人と同様に人権があります。大人以上に人権を侵害されやすい子どもは、社会的に保護され、守られなければならない存在です。児童虐待を防ぐためには、子どもの「SOSサイン」を見逃さず、地方公共団体・児童相談所・医療機関・教育機関・警察など、あらゆる分野の関係機関、地域住民などの幅広い協力体制の構築が大切です。さらに児童虐待をなくすために、私たち大人が「子どもは大人の言うことを聞くのがあたりまえ」という意識を変えなければなりません。子どもたちは、それぞれが人格を持ったひとりの人間であり、一人ひとりの違いが大切にされ、個性が尊重されることを望んでいます。そして、安心して生活できること、ゆっくりと自分づくりができることを求めています。そのために私たち大人は、子どもの権利について正しく理解し、地域全体で子どもたちを見守り、育てていくことが大切ではないでしょうか。

5月の無料人権相談 お気軽にご相談ください(予約優先)

日時 5月13日(水) 10時～12時、13時～15時

場所 市役所3階 3F-1会議室(予約優先)

相談員 人権擁護委員

☎ 人権同和教育啓発課 21-1291

男女共同参画審議会委員の募集

市では条例に基づき、男女共同参画社会の形成の推進に関する重要な事項などについて審議する「別府市男女共同参画審議会」を設置しています。男女共同参画は、職場、家庭、地域などあらゆる分野において推進していく必要があり、市民の皆さんのご意見を施策に生かすため、市民公募委員を募集します。

任期 令和2年7月11日(土)～令和4年7月10日(日)

人数 4人以内 対象 次の全てに該当する人

- ①別府市に在住または通勤・通学している20歳以上の人
- ②市の審議会、委員会などの委員でない人
- ③国や地方公共団体の議員または常勤の職員でない人
- ④男女共同参画の推進に関心があり、平日(年に3回程度)の会議に出席できる人

申込期間 5月1日(金)～5月31日(日)※消印有効。

申込方法 ①氏名②年齢③性別④住所⑤電話番号を記入のうえ、⑥「男女共同参画社会を目指して、求める事と私ができる事」をテーマに1,000字以内でまとめた作文を郵送、またはメールでお送りください。※様式は問いませんが、市ホームページからダウンロードできます。

選考 応募書類をもとに選考委員会で選考(必要に応じて面接)し選考結果は6月下旬に応募者全員にお知らせします。

その他 審議会出席に係る報酬・旅費は、規定に基づきお支払いします。

☎・☎ 〒874-0903 別府市野口原3030番地16 自治振興課男女共同参画推進室

☎ 21-8289 ✉ asubepu@city.beppu.lg.jp

※掲載している催しは、中止・延期になる場合があります。

市営住宅入居者募集

申問
別府市住宅管理センター
☎(21)2200

申込期間

5月1日(金)～15日(金)

抽選日

5月23日(土)

◆一般公営住宅(32戸)

申込資格 次の条件を全て満たしていること。

- ①住宅に困窮している(公営住宅の契約者、持ち家がある人は申込不可)
- ②同居する親族がいる(単身者用住宅を除く)
- ③市税を完納している
- ④入居申込者全員が暴力団員でないこと
- ⑤世帯員の所得を合算して控除後の月額所得が15万8千円以下

※条件により所得の上限が緩和されることがあります。

単身で申し込む場合

- 上記①③④⑤の申込資格に加え、次のいずれかに該当
- ⑥入居日時時点で満60歳以上であること
 - ⑦身体障害者手帳(1級～4級)を持っていること
 - ⑧精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級～3級程度)
 - ⑨知的障がい者(⑧と同程度)
 - ⑩生活保護受給者

◆特定公共賃貸住宅(1戸)

(若年夫婦用)

- ※西別府住宅(高齢者向け)は、65歳以上であること。
- 申込資格 一般公営住宅の

申込資格③④に加え、次の条件を全て満たしていること。

- ①持ち家がない
- ②7月1日現在の年齢が35歳以下の夫婦
- ③世帯員の所得を合算して控除後の月額所得が15万8千円を超え48万7千円以下

申込方法

必要書類(要印鑑)を添え、期限内に申込みを。

※入居者の状況により書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

申込上の注意事項

- ①婚姻中の夫婦の一方のみ(夫婦別居中、単身赴任等)での申込みはできません。

ただし婚約済みで当選後、指定の入居日から3か月以内に入籍予定の場合は申込みができます。

②当選後、入居資格の再審査を行います。この時申込資格に合致しない場合は入居できません。

③市営住宅の入居は当選した月の翌々月1日からです。当選前の内見はできません。

④市営住宅及びその敷地内でのペットの飼育・持ち込みは禁止です。

空家情報テレフォンサービス ☎(27)0839(24時間案内)

大分県住宅供給公社ウェブサイト (www.oita-jkk.jp)

「大分県住宅供給公社」↓
「別府市営住宅」
各出張所窓口 間取りのみ

住宅名	募集戸数	棟	階数	入居基準
光の園	1	A	4	単身者
	1	G	4	
	1	C	3	
	1	D	3	
	1	F	3	
	1		5	
鶴見	1	E	4	単身者・家族
	1	G	4	
	1	H	3	
	1		5	
青山	1	B	4	家族
竹の内	1	A	3	
	1	C	1	
	1	F	1	
宮園	1	A	4	
	1	B	4	
石垣原	1	A	2	
古賀口	1	C	1	
	1		3	
平田	1	—	1	
緑ヶ丘	1	A	3	
扇山	1	C	3	
	1	D	3	
野口原	1	B	3	
荘園	1	A	2	
朝見再開発	1	A	2	
石田	1	A	4	
	1	B	4	
小倉	1	B	2	
松原	1	—	5	
	1	—	4	
西別府	1	A	3	特公賃(若年夫婦)
	1	C	4	家族 単身者・家族(高齢者)

◆申し込みには「マイナンバー」が必要です
市営住宅の申し込みには、来た人の本人確認と、申込者(入居者全員分)のマイナンバーの提示が必要となります。「通知カード」か「マイナンバーカード」& 身分証を忘れずにお持ちください。

あなたの家の耐震診断を支援します

募集期限 12月25日(金) ※先着順(予算限度に達し次第終了)

申・問 建築指導課 ☎21-1487

種類	対象	補助金額(市が一部費用を補助)
耐震診断	昭和56年5月31日以前に着工された二階建て以下の木造一戸建住宅	7.5万～11万円(住宅の規模や条件により補助金額が異なります)
耐震改修工事	耐震診断と同様の住宅で、耐震診断の結果、評点が1.0未満のもの	工事に要した費用の3分の2(上限80万円) ※下記のいずれかに該当した場合、費用の3分の2(上限100万円) ◇床面積の合計が180㎡以上 ◇昭和34年12月31日までに建築されたもの ◇精密診断で各階の上部構造評点が0.4未満
部分耐震改修工事(耐震シェルター)	耐震診断と同様の住宅で、耐震診断の結果、1階の評点が0.7未満のもの	工事に要した費用の3分の2(上限30万円)

耐震アドバイザー派遣(無料)

建築士がお宅に訪問し簡単な診断を行い相談に応じます。

申・問 大分県建築士事務所協会 ☎097-537-7600



新学校給食共同調理場開設に向けて（第1回） 学校給食衛生管理基準とHACCP（ハサップ）への対応

学校給食衛生管理基準(平成21年4月施行)で、食中毒を徹底的に防止するために様々な決まりが定められました。それらは全てHACCP（ハサップ）の考え方に基づいた内容です。しかし、市の全ての給食調理場はそれ以前に建設されたため、基準を満たしていない部分は運用の工夫で対応してきました。例えば、狭いワンルームの調理場内を汚染区域と非汚染区域に色分けをしたり、床を水で濡らさないドライ運用を職員の手作業で行うなどです。

現在の調理場は老朽化が進んでおり施設の改修が急務となっていることや、これまでのような運用による対応には限界があることから、今後は基準に合った施設を整備することが必要です。汚染区域を部屋単位で区別したり専用トイレを設けたりすると現在よりも大きな調理面積が必要になります。また、平成30年6月に食品衛生法が改正され、令和3年6月からほぼ全ての食品関連事業者に対してHACCPの導入が義務付けられました。基準改定から既に10年以上を経過していることやHACCPの義務化という社会的背景もあり、別府市は現行の基準を完全に満たした新給食調理場を建設します。

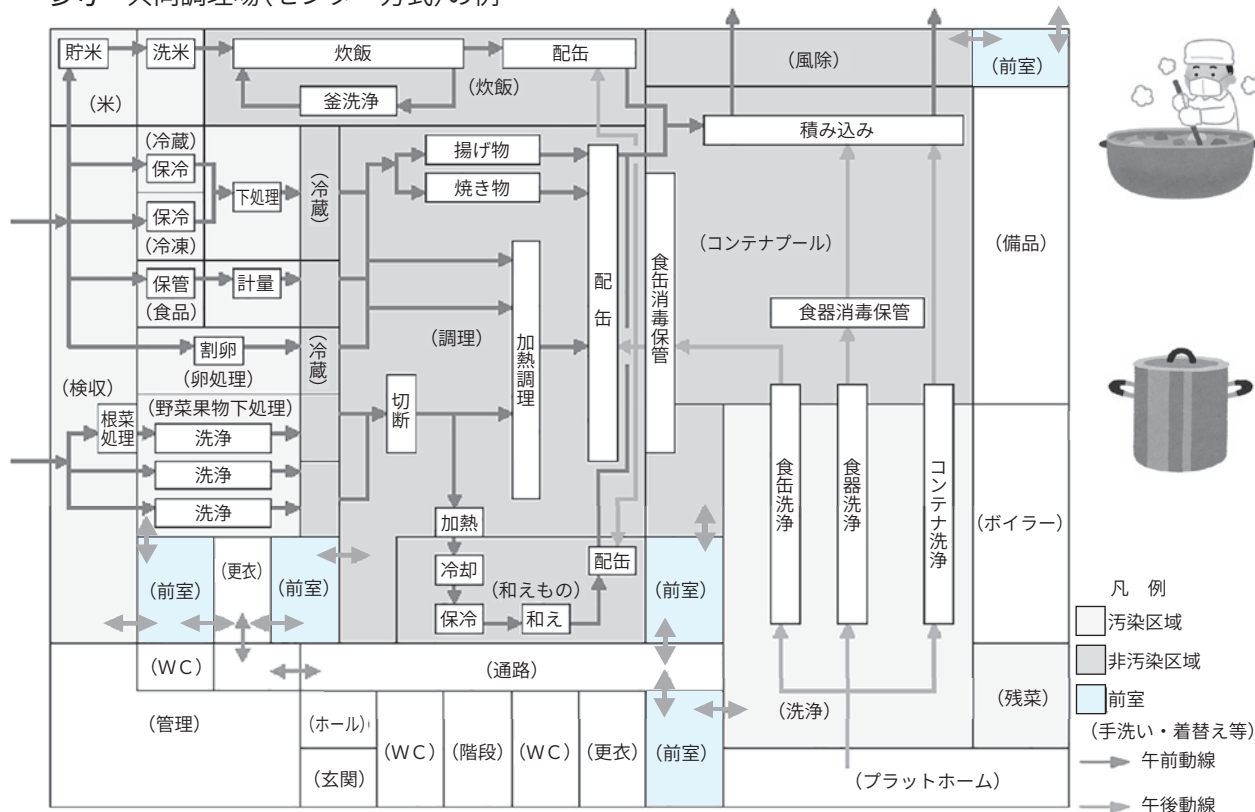
学校給食衛生管理基準

平成元年頃から学校給食による食中毒が増加し、平成8年にはO-157による死者が出たことを受けて文部科学省が学校給食衛生管理の基準を平成9年に制定した。以来数回の改訂を経て平成21年に法制化され初めてHACCPが明文化された。

HACCP（ハサップ）

食品等事業者自らが原材料の入荷から製品の出荷までの全工程で食中毒菌汚染や異物混入などの要因を除去または低減させるための衛生管理の手法。

参考 共同調理場(センター方式)の例



学校給食衛生管理の基準「望ましい施設設備の配置例」／文部科学省

問 スポーツ健康課 ☎ 21-8088

ゆったりストレッチ教室 ～機能改善・体力づくり～

地区公民館などで開催していましたが「ゆったりストレッチ教室」は、新型コロナウイルス感染予防のため、6月以降に開催いたします。日程などについては決まり次第、市報べっぷや市のホームページなどでお知らせします。
※4月13日現在、地区公民館等は休館中です。最新の情報はお問い合わせください。

問 スポーツ健康課 ☎ 21-8088

債務者相談会（要申込）

弁護士による30分程度の相談です。借金問題でお困りの人はご相談ください。

日程 5月14日(木)、28日(木)

時間 13時30分～16時30分

場所 市役所4階4F-2会議室

申込方法 事前に電話で下記へ。

定員 各6人(先着順)

申・問 産業政策課 ☎ 21-1132